

国立大学法人九州大学 第4期中期計画

[令和4年3月30日 文部科学大臣認可]

[令和5年3月29日 文部科学大臣変更認可]

[令和6年3月25日 文部科学大臣変更認可]

(★)：意欲的な評価指標（令和5年3月23日国立大学法人評価委員会指定）

I 教育研究の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 社会との共創に関する目標を達成するための措置

- (1) 新学術領域などの総合知の創出に向け、本学が最優先で取り組む「脱炭素」、「医療・健康」、「環境・食料」の3領域に関連する研究に加え、データ分析に基づいて新たな研究上の強みが創出できる分野を発掘し、世界と伍する研究分野へと発展させるための基盤整備を実施する。【指定国構想】

評価指標	(1)-1 「脱炭素」、「医療・健康」、「環境・食料」の3領域に対し、戦略的に資源配分を行い、第4期中期目標期間中に合計30ポストの人員配置を実施すること
	(1)-2 「脱炭素」、「医療・健康」、「環境・食料」の3領域に加え、第4期中期目標期間中に研究上の強みを分析し、社会的課題の解決に資する最優先領域を1領域以上増やすこと

- (2) 本学の強み・特色を生かした取り組むべき社会的課題の提案から、総合知の創出・活用による社会的課題の解決、未来社会デザインの提案まで、全体をマネジメントする体制を整備し、外部の産学官連携組織とのエンゲージメントを強化する機能として「九大版地域連携プラットフォーム」を活用し、地域の新たな協働機会を創出する。【指定国構想】

評価指標	(2)-1 未来社会デザインの提案などを行う「未来社会デザイン統括本部」（仮称）を令和4年度に設置し、多様なステークホルダーとの関係強化のための連携会議等を設置すること
	(2)-2 「未来社会デザイン統括本部」（仮称）を中心に、社会的課題の抽出を行い、課題解決に資する施策を取りまとめ、第4期中期目標期間中に5項目以上を政策提言として公表すること

- (3) 社会的課題の解決に向け、データ駆動型の教育・研究・医療を展開するための体制を整備し、DXによる新たな社会モデルの実現に向けた研究を推進するとともに、DX推進人材を確保・育成する。【指定国構想】

評価指標	(3)-1 研究教育資源を最大限に活用し、学内外におけるデータ駆動型活動を推進するため「データ駆動イノベーション推進本部」（仮称）を令和4年度に設置すること
	(3)-2 DXによる未来社会のあるべき姿を研究し、社会的課題解決に向けたDX戦略の長期、中期、短期のロードマップを令和4年度中に策定し、第4期中期目標期間中において、実行した結果を毎年度検証すること
	(3)-3 本学のデータ駆動型活動を活発化するために、分野横断的なデータリテラシー教育を受ける機会を学部生・大学院生に提供するとともに、専門分野に適合した計測科学・データ科学・計算科学・数理科学などのデータサイエンスリテラシーを身に付ける機会を若手研究者に与えること、また、ICT分野とデータ活用分野において、クラウド企業・アウトソース先企業との交流が生まれる環境を構築し、ICT技術やデータ活用に精通した専門人材となる教職員を確保・育成すること

- (4) データの最大限活用に向けて、学内の様々なデータの連携・統合、データの新たな利用法・価値を創出するため、既存の学内情報サービス基盤を強化する。

【指定国構想】

評価指標	<p>(4)-1 データ駆動型の活動が活発化できるよう、以下の情報基盤等を整備すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育データ利用のワンストップサービスを実現するための各種教育データを集約したデータベース ・多様な研究データ、健康・医療データを適切に管理するための情報基盤 ・データマネジメントプラン（DMP）作成支援環境 ・オープンサイエンス実現に向けた研究データ管理規定
------	---

- (5) 国際競争力を有する研究力を強化するため、研究面でのガバナンス及びマネジメントの機能・体制を強化して、本学の強みとなる研究分野の伸長に向けた取組を行うとともに、異分野融合型研究を推進する。【指定国構想】

評価指標	<p>(5)-1 本学の総合的な研究戦略を策定・統括する研究戦略会議を令和4年度に創設すること</p> <p>(5)-2 研究戦略会議において、IR(Institutional Research)分析に基づく新たな研究上の強みが創出できる分野を第4期中期目標期間中に5分野以上発掘すること</p> <p>(5)-3 異分野融合型研究プラットフォームであるエネルギー研究教育機構及びアジア・オセアニア研究教育機構において、20件/年以上の異分野融合研究プログラムを毎年度実施すること</p> <p>(5)-4 直近5年の国際共著論文数9,000報を第4期中期目標期間中に達成すること（★）</p> <p>(5)-5 直近5年のTOP10%ジャーナル論文数8,000報を第4期中期目標期間中に達成すること（★）</p> <p>(5)-6 教員の研究時間確保・環境整備のための「Free Quarter for Research (FQR) 制度」を令和4年度に創設し、「頭脳バンク」を令和6年度までに創設すること</p>
------	--

- (6) カーボンニュートラル・エネルギー国際研究所において、研究所が戦略的に設定した人材交流や国際共同研究を推進するイリノイ大学等の戦略的パートナー大学との連携強化など国際協働体制を更に充実させ、国際共同研究等により、世界最先端のエネルギー高速変換科学研究を推進し、カーボンニュートラル社会の構築に向けて有用な技術開発に総合的に取り組み、世界トップクラスに比肩する研究を実施する。

評価指標	<p>(6)-1 世界トップレベルの研究者を招へいし、科学的な交流・協働を実践する研究所内の組織である国際科学連携ハブを中心とした国際共同研究体制を活用し、第4期中期目標期間中に研究所構成員の国際共著論文比率を50%、h-indexを90以上にすること</p> <p>(6)-2 戦略的パートナー大学との国際共同研究プロジェクトの参画人数を、第4期中期目標期間中に、令和3年度実績を超える86人以上にすること</p> <p>(6)-3 第4期中期目標期間中に研究所構成員の外国人研究者数を70人以上にすること</p>
------	--

- (7) 海外の有力大学等との新たな国際連携事業の創出など、国際的な研究教育力を強化する。【指定国構想】

評価指標	<p>(7)-1 大学間交流協定を超える互恵的でより緊密な関係を構築する戦略的パートナー校等とマッチングファンドを実施すること</p> <p>(7)-2 日本とスウェーデンの19機関で構成する大学間コンソーシアムであるMIRAI2.0の日本側代表としてResearch & Innovation weekを主催するなど、国際的な大学連携コンソーシアムのメンバー校など海外有力大学との国際連携を主導的に推進すること</p> <p>(7)-3 世界94か国の若手研究者の国際的ネットワークであるグローバルヤングアカデミー総会・学会を本学で開催するなど、若手研究者の国際組織との連携事業を実施すること</p>
------	---

- (8) 秀逸な研究者を獲得・育成する全学的拠点として再構築する高等研究院において、本学で蓄積してきた研究者育成のノウハウや実績を基に、独創的・意欲的な研究展開を目指す秀逸な若手研究者の獲得及び我が国の将来を担う優秀な人材の育成を戦略的に実施する。高等研究院での取組に加え、部局等の優れた改革計画に対し教員ポストを措置する「大学改革活性化制度」などこれまでの実績を生かし、秀逸な若手・女性・外国人研究者を獲得・育成する。【指定国構想】

評価指標	<p>(8)-1 高等研究院において秀逸な若手研究者を採用・育成するための新たなプログラム「稲盛フロンティアプログラム」を令和4年度に構築・実施すること</p> <p>(8)-2 「稲盛フロンティアプログラム」により第4期中期目標期間中に秀逸な若手研究者を25名以上採用すること</p> <p>(8)-3 「大学改革活性化制度」等により第4期中期目標期間中に多様で秀逸な研究者150名を採用すること</p>
------	---

- (9) イノベーション・エコシステムの中核として、常に地域と向き合いながら連携して研究を進めている強みを生かし、産学官連携機能を強化して社会的課題解決と研究成果の事業化による社会実装を促進する。本学のオープンイノベーションを推進するために、既存の組織の機能強化を目的とした新しい組織を創設し、既存のプロジェクトを実行する機能の強化に加えて、新たなプロジェクトを創製する仕組みを構築する。【指定国構想】

評価指標	<p>(9)-1 大型プロジェクトを創製する仕組みとしてオープンイノベーションプラットフォームを令和4年度に創設すること</p> <p>(9)-2 共同研究獲得額を第4期中期目標期間中に15億円増加させること</p> <p>(9)-3 研究者が持つ知見や専門的な技術、ノウハウを外部へ提供できる「研究開発コンサルティング」制度の契約金額を第4期中期目標期間中に30%増加させること</p>
------	--

- (10) 幅広い研究領域から研究成果の事業化を目指す。多くの最先端の研究成果を本学と密接な連携が可能な本学近隣地域において事業化することで、持続的な経済発展に向けた取組を本学から発信していく。知財活用では、ライセンス等収入増加のためにマーケティング活動及び戦略的な特許出願を強化する。また、GAPファンドプログラムを進化させ大学発ベンチャーを創出する。【指定国構想】

評価指標	<p>(10)-1 令和5年度までに新たなマーケティング、知的財産の保護とルールを策定し、令和6年度より研究成果の事業化に向けた取組を年間20件実施すること</p> <p>(10)-2 ライセンス契約の対価としての大学発ベンチャー企業の新株予約権等の権利行使により得られるキャピタルゲインを第4期中期目標期間中に10億円以上獲得すること(★)</p> <p>(10)-3 発明の承継判断、出願、管理、権利化について、独自で運用することを本学が承認した研究プロジェクト等を示す「知財特区」における知財戦略策定支援の仕組みを令和6年度までに構築し、特許出願・管理の戦略立案のサポート体制を強化すること</p> <p>(10)-4 令和4年度にGAP NEXTプログラムを策定し、研究成果を活用したベンチャー企業を第4期中期目標期間中に累計20社設立すること</p>
------	--

- (11) 研究成果の事業化の推進と社会的課題の解決を実行するために、組織の再編を行い、産学官連携組織の機能強化を行う。また、産学官連携組織と既存の九大TLOの再編により新規外部法人を設立することで、人材の確保と事業の継続性を担保する。さらに、研究開発プロジェクトの法人や大学直下のベンチャーキャピタルを創設し、新規外部法人をホールディングス化することで一体的なマネジメントを行う。【指定国構想】

評価指標	<p>(11)-1 令和4年度に創設するオープンイノベーションプラットフォームにおいて、組織整備、人材育成等の事項ごとに実行計画を立案し、実行した結果を毎年度検証すること</p> <p>(11)-2 令和6年度に新たな外部法人を設立すること</p> <p>(11)-3 新規外部法人がホールディングスとなり、子会社法人の経営の効率化と運営の監理を行うこと</p>
------	---

2 教育に関する目標を達成するための措置

- (12) 多種多様な学問分野の学知を組み合わせることで社会的課題の根源的原因と解決方策を究明し、新しい価値を創出することのできる人材の養成を目指して開設してきた教育プログラムや授業科目について、その成果と課題を総括し、体系化することを通して、効果的・効率的に充実させる。【指定国構想】

評価指標	<p>(12)-1 本学における既設の分野横断型教育プログラムの自己点検・評価を実施し、その結果を体系化した「九州大学分野横断型教育プログラム・モデル」を確立し、モデルに基づく教育プログラムの運用、検証、改善を行うこと</p> <p>(12)-2 本学における既設の課題解決型授業科目の自己点検・評価を実施し、その結果を体系化した「九州大学課題解決型授業科目モデル」を確立し、本モデルに基づく授業科目の運用、検証、改善を行うことを通して全学導入を進めること</p>
------	--

- (13) 多様な学問分野の「ものの見方・考え方・学び方」の学修を目的として全学的に展開してきた基幹教育、及び堅実な専門性の土台の上に幅広い学びを推進する専攻教育を両輪として充実させるとともに、両者の接続を強化する。また、学生の視野や思考を広げるために、産業界等との連携による教育を充実させる。

評価指標	(13)-1 基幹教育と専攻教育の有機的接続に焦点化したカリキュラム等の検証を行い、その結果に基づく改善を行うこと
	(13)-2 卒業生調査(ステークホルダー調査)を実施し、その結果に基づく学士課程教育の総合的評価と改善を行うこと
	(13)-3 学士課程教育プログラムの自己点検・評価を実施し、その結果に基づく改善を行うこと
	(13)-4 アントレプレナーシップ教育の自己点検・評価を実施し、その結果に基づく改善を行うこと

- (14) 先端研究者養成型、高度専門職業人養成型、分野融合型の教育から構成される博士課程の教育を充実させ、多様で高度な知のプロフェッショナルを育成する。加えて、博士学位の質の高さを学術的卓越性のみならず、社会的妥当性や国際通用性の観点からも一層確保するために、学位審査体制の透明性を一段と高める。【指定国構想】

評価指標	(14)-1 博士課程教育プログラムの自己点検・評価を実施し、その結果に基づく改善を行うこと
	(14)-2 外部審査員(External Examiner)の参画を原則とする「九州大学博士学位審査基準」を確立し、各学府における運用、検証、改善を行うこと

- (15) 我が国の科学技術・イノベーション創出の担い手となる人材を育成するために、博士課程学生の処遇向上とキャリアパス支援を行う。【指定国構想】

評価指標	(15)-1 博士後期課程学生支援プロジェクトの実施等により、全ての博士課程学生にキャリア支援を行うこと、及び半数程度に生活支援を行うこと
------	---

- (16) 優秀な留学生の受入れと教育研究と連動した学生の多様な海外派遣の双方を拡充させるため、時勢に応じた留学生向けプログラムの提供、国際連携プログラムの拡充、様々なネットワークを活用した受入・派遣の推進など、多様な取組を実施する。また、これらを戦略的・継続的に行っていくために、全学的な国際化推進体制を整備する。【指定国構想】

評価指標	(16)-1 ・オンラインを含む留学生の受入人数を第4期中期目標期間中に2,800人/年にする ・オンラインを含む海外留学者数を第4期中期目標期間中に2,500人/年にする
	(16)-2 各部局の国際戦略の企画立案を担う部局国際推進室に必要な人員を令和6年度までに配置し体制を整備すること

- (17) キャンパスの国際化を推進するため、留学生や外国人教員等の視点を踏まえた環境整備を行うなど、外国人構成員の生活支援や受入環境を向上させる取組を行う。

評価指標	(17)-1 構成員に留学生を含む「国際化学生委員会(SCIKyu)」等の意見反映の取組を実施すること
	(17)-2 教育・研究・生活など多岐にわたる内容に係る情報について二言語化に向けた取組を実施すること

3 研究に関する目標を達成するための措置

- (18) 自然科学・人文社会科学、基礎から応用に至る広範な学問分野の自由闊達な研究を促進するため、研究者の多様なニーズを踏まえた学内研究支援を実施するとともに、研究機器の戦略的な整備及び研究機器の効率的な共同利用化を促進する。

【指定国構想】

評価指標	<p>(18)-1 令和4年度に多様なニーズを踏まえた学内研究支援制度を構築・実施するとともに、毎年度フォローアップを実施し、制度改善を図ること</p> <p>(18)-2 学内研究支援制度において、研究力の底上げを目的とし、ポスドク・博士課程学生を含めた研究者を毎年度延べ100人／年以上支援すること</p> <p>(18)-3 学内研究支援制度において、科研費（若手研究以上）未獲得の研究者を毎年度支援し、令和6年度以降、このうち70%以上の者が支援開始後3年以内に獲得できるようにすること</p> <p>(18)-4 学内研究支援制度において、人社系研究者が主体となる学際融合研究チームを第4期中期目標期間中に15件以上形成すること</p> <p>(18)-5 学内研究支援制度において、国内外機関とのマッチングファンドによる共同研究を第4期中期目標期間中に50件以上支援すること</p> <p>(18)-6 共用研究機器を第4期中期目標期間中に75台以上戦略的に整備すること</p> <p>(18)-7 令和5年度までに「研究機器・設備共用支援ポータル (ShareAid)」に利用実績の自動把握機能を追加すること</p> <p>(18)-8 令和5年度までに、技術職員の部局等の枠を超えたプラットフォームを形成し、100名以上の技術職員を参画させること</p> <p>(18)-9 プラットフォームを効果的に運営し、100名以上の技術職員がスキルアップできる体制を第4期中期目標期間中に構築すること</p>
------	--

- (19) 研究の基本インフラである学術情報資源の安定的整備・計画的拡充を図るとともに、本学で生成される学術研究成果等を積極的に蓄積・発信する。加えて、図書館職員や図書館TA (Teaching Assistant) によるサポートを拡充し、研究のみならず学習・教育も支援する空間・資料・教材の更なる整備・提供により、学術情報基盤としての図書館の機能を強化する。

評価指標	<p>(19)-1 毎年度作成する計画に基づき、記録資料・古典籍資料、学術論文、書籍などの学術情報資源（紙媒体、電子媒体）を安定的に整備すること</p> <p>(19)-2 毎年度作成する計画に基づき、学術情報流通基盤を整備することにより、本学が保有する学術情報資源や生成する研究成果等のオープン化を進めること</p>
------	---

	(19)-3 毎年度作成する計画に基づき、研究・学習・教育支援のための空間・資料・教材を整備するとともに、図書館TAの活動や講習会などのサポートを充実させること
--	--

- (20) 若手研究者の共同研究等への参画を支援することにより、若手研究者のキャリアパスの多様化や流動性を向上させる。また、若手研究者支援にも活用するGAPファンドプログラムの実施とその進化により、若手研究者自らの希望や適性に応じた能力の発揮を支援する。【指定国構想】

評価指標	(20)-1 「博士課程学生就学・キャリア支援共同研究プログラム」を実施すること等により、若手研究者の共同研究への参画の機会を提供すること (20)-2 若手研究者の起業に対する支援として、GAPファンドプログラム及び令和4年度に策定するGAP NEXTプログラムを毎年度実施すること
------	---

- (21) 組織の持続的な発展の基盤となるダイバーシティ・エクイティ・インクルージョンを推進するため、多様な経歴等を有する若手・女性・外国人研究者などの人材を、本学の持続的人材育成戦略に基づき計画的に確保・育成する。【指定国構想】

評価指標	(21)-1 若手研究者比率を第4期中期目標期間中に30%にすること (21)-2 女性研究者比率を第4期中期目標期間中に25%にすること (21)-3 第4期中期目標期間中に外国人等教員数を1,300人以上にするとともに、外国人研究者比率を10%とすること (21)-4 <ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度までに若手・女性・外国人教員の人事ポイントにインセンティブを設けるなどの柔軟な人事ポイント運用制度を導入すること ・令和5年度までにクロスアポイントメント制度の活用を促進する取組を構築すること ・将来有望な女性及び若手教員を海外のトップレベル研究者による研修等により育成し、上位職へ登用する「ダイバーシティ・スーパーグローバル教員育成研修 (SENTAN-Q)」の計画的な実施と令和6年度までに実施した研修の成果等を男女共同参画推進室を中心に検証し、次期制度の構築を検討すること
------	--

4 その他社会との共創、教育、研究に関する重要事項に関する目標を達成するための措置

- (22) 共同利用・共同研究拠点の機能と活動を充実させるとともに、国際的拠点の形成を推進することにより、異分野融合研究や新たな学術研究を進展させる。

評価指標	(22)-1 各拠点が採択・実施する共同利用・共同研究の件数の合計を、第4期中期目標期間中に第3期中期目標期間より増加させること (22)-2 各拠点が採択・実施する国際共同研究の件数の合計を、第4期中期目標期間中に第3期中期目標期間より増加させること
------	---

	<p>(22)-3 各拠点の共同利用・共同研究の成果として発表された論文数の合計を、第4期中期目標期間中に第3期中期目標期間より増加させること</p> <p>(22)-4 各拠点が連携協力する汎オミクス計測・計算科学センターの活動として、毎年度20件／年以上の共同研究を推進すること</p>
--	---

(23) 臨床研究に係る支援体制を充実させ、高度先進医療及び先端的医療技術の開発に取り組む。

評価指標	<p>(23)-1 今後の医療技術開発に必要となるビッグデータの解析等を行うため、臨床研究を支援するデータマネジメント部門を令和7年度に設置し、リアルワールドデータ（実臨床の中で得られる医療データ）を活用した臨床研究事業等へ参画させること等により、高度なデータマネジメント人材を育成すること</p> <p>(23)-2 研修・講習会を実施し、ライフイノベーション（高度先進医療及び先端的医療技術開発）を推進・支援する人材を育成すること</p> <p>(23)-3 学内の学際的な取組によって、先端的医療技術となりうる健康医療データ解析モデルを開発すること</p> <p>(23)-4 いまだに治療法が見つかってない疾患に対する医療ニーズ（Unmet Medical Needs）などの重要領域における臨床研究を計画・実施し、先端的医療技術の開発に取り組むこと</p> <p>(23)-5 油症患者の診療・治療を充実させるために、高度先進医療の開発に向けて、油症に関する臨床研究に取り組むこと</p>
------	---

(24) 医療分野を先導し、中核となって活躍できる医療人を養成するため、教育システムの改善及び充実を図り、並びに多職種連携によるチーム医療及び国際医療連携による国際貢献を推進する。

評価指標	<p>(24)-1 医療人育成のための卒後教育を実施すること</p> <p>(24)-2 第4期中期目標期間中の累計値として、国内外施設との連携協定締結を5件、医療教育プログラムを40分野900件、外国人患者の初診受入れを2,400名、国内外の遠隔診療を60件実施すること</p>
------	--

(25) 医療提供体制の整備、医療安全管理の強化、地域における医療連携を推進し、質の高い安全で安心な医療の提供を行う。

評価指標	<p>(25)-1 医療安全管理及び感染対策に係る各組織の取組について毎年度見直し、質の高い安全で安心な医療の提供に資する取組を実施すること</p> <p>(25)-2 入退院・周術期支援及び地域の医療機関との連携強化、急性期医療の質向上に係る取組を実施すること</p>
------	---

II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

- (26) 経営協議会委員などの学外有識者からの意見聴取や外部理事（本学の教職員であったことがない者）を置くことにより、幅広い視野による自律的な法人経営の改善を行う。また、次期総長選考に向けた総長選考方法について、中期計画3年目までに結論を得て、次期総長選考に反映させる。

評価指標	(26)-1 経営協議会委員、外部理事等の学外有識者の知見を法人経営に反映させること (26)-2 令和5年度までに学内意向投票の実施の有無を含む総長選考方法のあり方について決定し、令和6年度までに次期総長選考の実施方法等の整理を行うこと
------	--

- (27) 総長のリーダーシップを強化するため、学内外の構成員で組織し総長の意思決定を支援する組織を構築するなど体制を強化する。また、大学執行部と部局執行部において、主要な全学方針や部局の将来構想等についてビジョンの共有を行う。

評価指標	(27)-1 総長支援室、IR(Institutional Research)室の機能強化、「未来社会デザイン統括本部」（仮称）の設置により総長の意思決定支援体制の仕組みを強化・充実させること、及び「将来構想の共創・協働制度」を活用した大学執行部と部局執行部との対話により意識共有を行うこと
------	---

- (28) 都市や地域の核となるキャンパス及び周辺環境の充実を促進する。また、学内各組織の保有面積を最適化し、全学的マネジメントのもとで維持する仕組みを整えたいうえで、戦略的な共用スペースの整備・運用制度を再構築して運用を開始する。さらに、保有する施設を適切な状態で維持し、最大限活用するため、老朽化した施設・設備の改善整備を着実に推進するとともに、箱崎サテライトの戦略的利活用を促進する。

評価指標	(28)-1 キャンパスを活用した実証実験やキャンパス周辺の環境整備の促進、まちづくり会議の開催等により、住民、企業、自治体及び公益財団法人九州大学学術研究都市推進機構(OPACK)等との連携強化を実施すること (28)-2 基準超過スペースに対する課金制度の導入を含む新たな全学レンタルスペースの運用体制により、全学レンタルスペースの創出及びスペースの再配分等を実施すること (28)-3 インフラ長寿命化計画に基づき、計画した改善が必要な建物等(148棟)の改修を第4期中期目標期間中に実施すること (28)-4 箱崎サテライトの整備により、「千年のまち・大学百年」の歴史・文化資源と、知の集積である「学び・サイエンス」を醸成するエリアとして、企業、公的機関等と新たな事業展開を実現すること
------	--

Ⅲ 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

(29) 組織的・戦略的なファンドレイジング体制の構築及びその機能強化により、寄附金の受入れを推進する。また、海外からの寄附獲得に向けた取組を強化する。

【指定国構想】

評価指標	(29)-1 マネジメント職をはじめとした、人材の効果的な配置により、第4期中期目標期間中にファンドレイザーの人数を10名程度に増員すること (29)-2 ファンドレイジング体制の整備・強化により、第4期中期目標期間中に合計で20億円程度の寄附受入れを目指すこと
------	--

(30) 適切なリスク管理のもと資金需要や金利動向等を注視しつつ計画的かつ効率的な資産運用を行う。また、土地等の保有資産や多様な資源を積極的に活用した増収方策、経費抑制にも取り組み、競争的研究費や共同研究費、知的財産権収入、寄附金収入等の拡充と併せ、財源の多元化を戦略的に推進し、安定的な財政基盤を確立する。【指定国構想】

評価指標	(30)-1 資金運用計画や資金繰計画の策定等、高い運用実施率や運用益を確保するための取組の実施 (30)-2 民間事業者との連携（企画・提案や貸付等）を含めた土地等の活用 (30)-3 ネーミングライツやクラウドファンディング等の増収方策の実施、共同調達や電子化調達等の経費抑制方策の実施 (30)-4 経常収益（病院収益を除く）に占める外部資金等の収益比率を第4期中期目標期間中に32%以上に拡大すること
------	---

(31) 大学のビジョン実現や秀逸な人材が生み出す好循環を創出する様々な取組を機動的に進めるため、学内資源の戦略的な配分を行う。

評価指標	(31)-1 大学のビジョンや戦略を実現する予算配分基準等の策定及びそれに基づく予算配分の実施
------	---

Ⅳ 教育及び研究並びに組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置

(32) 全学の取組の進捗状況や法人経営に必要な情報について、執行部が常に把握し施策の検討や企画立案に活用できる体制を整える。また、大学の強みを伸長させる新たな施策や、取組の進捗状況に着目した改善策について、IR(Institutional Research)機能を活用した分析・提言を定期的の実施し、経営判断に活用する。

評価指標	(32)-1 自己点検・評価結果や取組の進捗状況の可視化システム、大学経営に必要な情報を執行部に提供できるポータルサイトを構築し、令和5年度より運用すること (32)-2 IR分析により、効果が見込める施策等の執行部への提言を年間3件以上実施すること
------	--

(33) 国内外の多様なステークホルダーに対し、本学の教育研究活動や経営情報等の魅力的・積極的な発信及び意見交換等の双方向の対話を行うことでエンゲージメントを構築・強化する。

評価指標	(33)-1 経営状況の可視化、統合報告書の作成・情報発信の実施
------	----------------------------------

	(33)-2 ステークホルダーに対する情報提供と意見聴取・意見交換の体制強化と実施
	(33)-3 メディアやWebサイト、SNSを活用した情報発信の実施と閲覧状況の把握

V その他業務運営に関する重要事項に関する目標を達成するためにとるべき措置

(34) 全学的な情報セキュリティレベル向上のため、インシデントの事前防止等サイバーセキュリティ対策の更なる強化を行う。また、学内事務の更なる効率化に向けてICT支援機能を強化するとともに、情報セキュリティ対策を踏まえた最新のデジタル技術の活用等により、法人運営機能のデジタル化を推進する。

評価指標	(34)-1 サイバーセキュリティ対策のための基本計画を策定し、自己点検及び監査を定期的に行うこと、また、サイバーセキュリティ等を取り巻く情勢の変化を踏まえ、必要に応じて基本計画の見直し・改善を行うこと
	(34)-2 <ul style="list-style-type: none"> ・最新の情報セキュリティが確保された事務情報基盤への更新を行い、その機能を活用し情報基盤の利用等に係る電子申請（申請手続きのオンライン化）等のデジタル化を新たに提案・導入支援を行うことにより、導入前と比較し、第4期中期目標期間中に業務時間を50%削減すること ・AIチャットボットの導入により、導入前と比較し、第4期中期目標期間中に業務システムに関する問い合わせ件数（電話・メール）を50%削減すること

VI 予算（人件費の見積りを含む）、収支計画及び資金計画

別紙参照

VII 短期借入金の限度額

1. 短期借入金の限度額

9,681,346千円

2. 想定される理由

運営費交付金の受け入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れることが想定されるため。

VIII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

○ 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

1. 重要な財産を譲渡する計画

①箱崎地区の土地の一部（福岡県福岡市東区箱崎六丁目4098番1）、
 ②文科系学部の土地（福岡県福岡市東区箱崎六丁目4098番12ほか）、
 ③理学部の土地の一部（福岡県福岡市東区箱崎六丁目4098番1ほか）、
 面積 ①～③合計 92,486.96㎡を譲渡する。

④旧工学部の土地（福岡県福岡市東区箱崎六丁目3330番14ほか）、
 ⑤農学部の土地（福岡県福岡市東区箱崎六丁目3330番3ほか）、
 ⑥研究所の土地（福岡県福岡市東区箱崎六丁目3330番17ほか）、
 ⑦本部の土地（福岡県福岡市東区箱崎三丁目4065番12ほか）、
 ⑧女子学生寄宿舎の土地（福岡県福岡市東区箱崎七丁目3544番4）、
 面積 ④～⑧合計 313,268.43㎡を譲渡する。

⑨男子学生寄宿舎の土地（福岡県福岡市東区宮松四丁目3575番20 面積6,754.30㎡）を譲渡する。

- ⑩ 宿舍（二）の土地（福岡県福岡市東区箱崎七丁目3553番37ほか 面積60.85㎡）を譲渡する。
- ⑪ 福岡演習林苗圃地（一）の土地（福岡県糟屋郡篠栗町大字高田字下屋敷447番1 面積4,356.09㎡）を譲渡する。
- ⑫ 福岡演習林苗圃地（二）の土地（福岡県糟屋郡篠栗町大字高田字下屋敷447番3 面積1,751.11㎡）を譲渡する。
- ⑬ 農場の土地（福岡県糟屋郡粕屋町大字阿恵字花折42番ほか 面積204,933.68㎡）を譲渡する。
- ⑭ 伊都の土地の一部（福岡県福岡市西区大字元岡字舟引285-1の一部ほか 面積1,269.62㎡）を譲渡する。
- ⑮ 宮崎演習林の土地の一部（宮崎県東臼杵郡椎葉村大字大河内字大河内1012-173の一部ほか 963.72㎡）を譲渡する。
- ⑯ 天草臨海実験所 汽船1隻（熊本県天草郡苓北町 2.2トン）を譲渡する。
- ⑰ 競漕艇1隻（福岡市東区名島 16.6m）を譲渡する。

2. 重要な財産を担保に供する計画

- ① 附属病院の施設・設備の整備に必要な経費の長期借入に伴い、本学の土地及び建物を担保に供する。
- ② 伊都キャンパス施設の整備に必要な経費の長期借入に伴い、箱崎地区の土地（福岡県福岡市東区箱崎六丁目3330番3ほか）を担保に供する。

IX 剰余金の使途

- 毎事業年度の決算において剰余金が発生した場合は、その全部又は一部を、文部科学大臣の承認を受けて、教育・研究・診療の質の向上及び組織運営の改善に充当する予定である。

X その他

1. 施設・設備に関する計画

施設・設備の内容	予定額 (百万円)	財 源
・別府団地 病棟・診療棟等（別府病院）	総額 14,350	施設整備費補助金 (4,647)
・馬出団地 ライフライン再生（無停電電源設備）		長期借入金（（独） 大学改革支援・学位 授与機構） (9,265)
・馬出団地 ライフライン再生（冷熱源設備）		
・馬出団地 ライフライン再生（入退室管理設備）		長期借入金（民間借 入） (0)
・筑紫団地 総合研究棟改修Ⅰ（総合理工学系）		
・大橋団地 図書館等改修（芸術工学系）		
・筑紫団地 ライフライン再生（変電設備）		（独）大学改革支援 ・学位授与機構施設 費交付金 (438)
・小規模改修		
・伊都団地 総合研究棟（理学系）他施設整備事業 (PFI)		
・九州大学病院 高精度画像診断システム 高精度手術総合支援システム 高度診断・治療システム 検体検査・総合血液検査システム 病理検査迅速化システム 高精細・低侵襲手術支援システム 生体情報モニタリングシステム		

(注1) 施設・設備の内容、金額については見込みであり、中期目標を達成するために必要な業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や老朽度合等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもある。

(注2) 小規模改修について令和4年度以降は令和3年度と同額として試算している。

なお、各事業年度の施設整備費補助金、船舶建造費補助金、(独)大学改革支援・学位授与機構施設費交付金、長期借入金については、事業の進展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程等において決定される。

2. 人事に関する計画

「九州大学職員の総合的な人事方針」に基づき、本学の教学運営に必要な多様な経験等を有する人材を計画的に確保・育成しつつ、職種・職位に応じた年齢構成の適性化とダイバーシティを推進するため、職位と年齢構成及びダイバーシティに係る分析を踏まえた、若手・女性・外国人研究者の割合向上を目指し、以下のような取組を行う。

- テニュアトラック制を組み入れた「大学改革活性化制度」等を活用した若手研究者の採用・育成の取組を拡充する。
- 若手・女性・外国人研究者の割合向上を図るため、柔軟な人事ポイントの運用制度を導入する。
- クロスアポイントメント制度を積極的に活用し、外国人等研究者をはじめとする多様な人材の確保と、人材の流動化を促進する。

3. コンプライアンスに関する計画

コンプライアンスの徹底及び取組強化のため、学生・教職員に対する啓発活動及び研修等の実施、関係法令の改正等に対応した学内規程やマニュアル等の整備・運用、定期的な内部監査の実施に取り組む。

特に、研究活動における不正行為防止、研究費の不正防止に向けた取組について、国のガイドライン及び本学の関係規程に基づき、研究倫理教育、研究費の運営・管理に係るコンプライアンス教育の実施及び関係規程の周知徹底と啓発活動等の実施により構成員の意識向上を図るなど確実に実施する。

4. 安全管理に関する計画

本学の学生及び教職員等に対し災害時等における安全を確保し、事件・事故等を未然に防ぐため、関係する学内規程及びマニュアル等の整備及び運用を行う。

また、安全で健康な教育研究等活動を行えるよう、労働安全衛生法等の関係法令等を踏まえた安全教育を実施するとともに、メンタルヘルスケアや健康増進の取組を実施する。

5. 中期目標期間を超える債務負担

中期目標期間を超える債務負担については、当該債務負担行為の必要性及び資金計画への影響を勘案し、合理的と判断されるものについて行う。

PFI事業として、下記を実施する。

< (伊都) 総合研究棟 (理学系) 他施設整備事業 >

- ・事業総額：17,502百万円
- ・事業期間：平成25～令和9年度 (15年間)

(単位：百万円)

年度 財源	R4	R5	R6	R7	R8	R9	中期目標 期間小計	次期以降 事業費	総事業費
施設整備 費補助金	334	334	334	334	334	334	2,003	—	4,340
運営費 交付金	258	252	247	241	236	230	1,463	—	3,266
自己資金	3	3	3	3	3	3	21	—	9,896

(注) 金額はPFI事業契約に基づき計算されたものであるが、PFI事業の進展、実施状況及び経済情勢・経済環境の変化等による所要額の変更も想定されるため、具体的な額について

ては、各事業年度の予算編成過程において決定される。

6. 積立金の使途

- 前中期目標期間繰越積立金については、次の事業の財源に充てる。
 - ① 箱崎サテライトに係る施設設備整備事業の一部
 - ② 施設・インフラ長寿命化行動計画等に基づく施設整備事業の一部
 - ③ 老朽化施設の新営（改築）に伴う移転及び設備整備事業の一部
 - ④ 世界最高水準の研究教育拠点形成事業の一部
 - ⑤ その他教育、研究、診療に係る業務及びその附帯業務

7. マイナンバーカードの普及促進に関する計画

マイナンバーカードの普及促進のため、構成員への啓発に努める。

別表1 学部、学府等及び収容定員

学部	共創学部	420人
	文学部	604人
	教育学部	184人
	法学部	756人
	経済学部	924人
	理学部	1,042人
	医学部	1,219人
	歯学部	318人
	薬学部	376人
	工学部	3,152人
	芸術工学部	748人
	農学部	904人
	(収容定員の総数)	
学府及び研究科等連 係課程実施基本組織	人文科学府	187人
	地球社会統合科学府	225人
	人間環境学府	370人
	法学府	185人
	法務学府	135人
	経済学府	256人【内5人】
	理学府	429人
	数理学府	168人【内43人】
	システム生命科学府	270人
	医学系学府	592人
	歯学府	184人
	薬学府	166人
	工学府	1,171人
	芸術工学府	330人
	システム情報科学府	475人【内18人】
	総合理工学府	530人
	生物資源環境科学府	719人
	統合新領域学府	121人
	マス・フォア・イノベーション連係学府	【66人】
※【内 人】は、研究科等連係課程実施基本組織 に活用する収容定員を示す。		
(収容定員の総数)		
修士課程・博士前期課程	3,588人	
博士後期課程	1,710人	
一貫制博士課程	890人	
専門職学位課程	325人	

別表2 共同利用・共同研究拠点、教育関係共同利用拠点

共同利用・共同研究拠点	多階層生体防御システム研究拠点 (生体防御医学研究所)
	応用力学共同研究拠点 (応用力学研究所)
	物質・デバイス領域共同研究拠点 (先導物質化学研究所)
	産業数学の先進的・基礎的共同研究拠点 (マス・フォア・インダストリ研究所)
	学際大規模情報基盤共同利用・共同研究拠点 (情報基盤研究開発センター)
教育関係共同利用拠点	次世代型大学教育開発拠点 (基幹教育院)

別紙 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

1. 予算

令和4年度～令和9年度 予算

(単位：百万円)

区分	金額
収入	
運営費交付金	227,200
施設整備費補助金	4,647
船舶建造費補助金	0
大学改革支援・学位授与機構施設費交付金	438
自己収入	352,022
授業料及び入学料検定料収入	67,888
附属病院収入	280,314
財産処分収入	0
雑収入	3,820
産学連携等研究収入及び寄附金収入等	107,598
長期借入金収入	9,265
計	701,170
支出	
業務費	550,704
教育研究経費	298,909
診療経費	251,795
施設整備費	14,350
船舶建造費	0
産学連携等研究経費及び寄附金事業費等	107,598
長期借入金償還金	28,518
計	701,170

[人件費の見積り]

中期目標期間中総額303,682百万円を支出する。（退職手当は除く。）

注) 人件費の見積りについては、令和5年度以降は令和4年度の人件費見積り額を踏まえ試算している。

注) 退職手当については、国立大学法人九州大学職員退職手当規程に基づいて支給することとするが、運営費交付金として措置される額については、各事業年度の予算編成過程において国家公務員退職手当法に準じて算定される。

注) 組織設置に伴う学年進行の影響は考慮していない。

[運営費交付金の算定方法]

○ 毎事業年度に交付する運営費交付金は、以下の事業区分に基づき、それぞれに対応した数式により算定して決定する。

I [基幹運営費交付金対象事業費]

①「教育研究等基幹経費」：以下の金額にかかる金額の総額。D (y - 1) は直前の事業年度におけるD (y)。

- ・ 学部・大学院の教育研究に必要な教職員のうち、設置基準に基づく教員にかかる給与費相当額及び教育研究経費相当額。
- ・ 学長裁量経費。

②「その他教育研究経費」：以下の事項にかかる金額の総額。E (y - 1) は直前の事業年度におけるE (y)。

- ・ 学部・大学院の教育研究に必要な教職員（①にかかる者を除く。）の人件費相当額及

- び教育研究経費。
 - ・ 附属病院の教育研究診療活動に必要となる教職員の人件費相当額及び教育研究診療経費。
 - ・ 附置研究所及び附属施設等の運営に必要となる教職員の人件費相当額及び事業経費。
 - ・ 法人の管理運営に必要な職員（役員を含む）の人件費相当額及び管理運営経費。
 - ・ 教育研究等を実施するための基盤となる施設の維持保全に必要となる経費。
- ③「ミッション実現加速化経費」：ミッション実現加速化経費として、当該事業年度において措置する経費。

[基幹運営費交付金対象収入]

- ④「基準学生納付金収入」：当該事業年度における入学定員数に入学料標準額を乗じた額及び収容定員数に授業料標準額を乗じた額の総額。（令和4年度入学料免除率で算出される免除相当額については除外。）
- ⑤「その他収入」：検定料収入、入学料収入（入学定員超過分等）、授業料収入（収容定員超過分等）及び雑収入。令和4年度予算額を基準とし、第4期中期目標期間中は同額。

II [特殊要因運営費交付金対象事業費]

- ⑥「特殊要因経費」：特殊要因経費として、当該事業年度において措置する経費。

III [附属病院運営費交付金対象事業費]

- ⑦「一般診療経費」：当該事業年度において附属病院の一般診療活動に必要となる人件費相当額及び診療行為を行う上で必要となる経費の総額。I (y - 1) は直前の事業年度における I (y)。
- ⑧「債務償還経費」：債務償還経費として、当該事業年度において措置する経費。

[附属病院運営費交付金対象収入]

- ⑨「附属病院収入」：当該事業年度において附属病院における診療行為によって得られる収入。K (y - 1) は直前の事業年度における K (y)。

$$\boxed{\text{運営費交付金} = A(y) + B(y) + C(y)}$$

1. 毎事業年度の基幹運営費交付金は、以下の数式により算定。

$$A(y) = D(y) + E(y) + F(y) - G(y)$$

- (1) $D(y) = D(y - 1) \times \beta$ (係数)
- (2) $E(y) = \{E(y - 1) \times \alpha$ (係数) $\} \times \beta$ (係数) $\pm S(y) \pm T(y) \pm U(y)$
- (3) $F(y) = F(y)$
- (4) $G(y) = G(y)$

- D (y) : 教育研究等基幹経費 (①) を対象。
- E (y) : その他教育研究経費 (②) を対象。
- F (y) : ミッション実現加速化経費 (③) を対象。なお、本経費には各国立大学法人の新たな活動展開を含めたミッションの実現の更なる加速のために必要となる経費を含み、当該経費は各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な額を決定する。
- G (y) : 基準学生納付金収入 (④)、その他収入 (⑤) を対象。
- S (y) : 政策課題等対応補正額
新たな政策課題等に対応するための補正額。
各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整額を決定する。
- T (y) : 教育研究組織調整額
学部・大学院等の組織整備に対応するための調整額。
各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整額を決定する。

U (y) : 成果を中心とする実績状況に基づく配分
各国立大学法人の教育研究活動の実績、成果等を客観的に評価し、その結果に基づき配分する部分。
各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整額を決定する。

2. 毎事業年度の特異要因運営費交付金は、以下の数式により算定する。

$$B(y) = H(y)$$

H (y) : 特殊要因経費 (⑥) を対象。なお、本経費には新たな政策課題等に対応するために必要となる経費を含み、当該経費は各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な額を決定する。

3. 毎事業年度の附属病院運営費交付金は、以下の数式により算定する。

$$C(y) = \{I(y) + J(y)\} - K(y)$$

$$(1) I(y) = I(y-1) \pm V(y)$$

$$(2) J(y) = J(y)$$

$$(3) K(y) = K(y-1) \pm W(y)$$

I (y) : 一般診療経費 (⑦) を対象。

J (y) : 債務償還経費 (⑧) を対象。

K (y) : 附属病院収入 (⑨) を対象。

V (y) : 一般診療経費調整額。

直近の決算結果等を当該年度の一般診療経費の額に反映させるための調整額。
各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整額を決定する。

W (y) : 附属病院収入調整額。

直近の決算結果等を当該年度の附属病院収入の額に反映させるための調整額。
各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整額を決定する。

【諸係数】

α (アルファ) : ミッション実現加速化係数。△1.6%とする。

第4期中期目標期間中に各国立大学法人が蓄積してきた知的資源を活用して社会変革や地域の課題解決に繋げることを通じ、各法人の意識改革を促すための係数。

β (ベータ) : 教育研究政策係数。

物価動向等の社会経済情勢等及び教育研究上の必要性を総合的に勘案して必要に応じ運用するための係数。

各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な係数値を決定する。

注) 中期計画における運営費交付金は上記算定方法に基づき、一定の仮定の下に試算されたものであり、各事業年度の運営費交付金については、予算編成過程において決定される。

なお、運営費交付金で措置される「ミッション実現加速化経費」及び「特殊要因経費」については、令和5年度以降は令和4年度と同額として試算しているが、教育研究の進展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程において決定される。

注) 施設整備費補助金、船舶建造費補助金、大学改革支援・学位授与機構施設費交付金及び長期借入金収入は、「施設・設備に関する計画」に記載した額を計上している。

注) 自己収入並びに産学連携等研究収入及び寄附金収入等については、令和4年度の受入見込額により試算した収入予定額を計上している。

注) 業務費、施設整備費及び船舶建造費については、中期目標期間中の事業計画に基づき試算した支出予定額を計上している。

注) 産学連携等研究経費及び寄附金事業費等は、産学連携等研究収入及び寄附金収入等により行われる事業経費を計上している。

注) 長期借入金償還金については、変動要素が大きいため、令和4年度の償還見込額により試算した支出予定額を計上している。

注) 上記算定方法に基づく試算においては、「教育研究政策係数」は1とし、「教育研究組織調整額」、「一般診療経費調整額」及び「病院収入調整額」については、0として試算している。また、「政策課題等対応補正額」については、令和5年度以降は令和4年度予算積算上の金額から「成果を中心とする実績状況に基づく配分」及び「法科大学院公的支援見直し分」を0として加減算して試算している。

2. 収支計画

令和4年度～令和9年度 収支計画

(単位：百万円)

区分	金額
費用の部	695,530
経常費用	695,530
業務費	628,575
教育研究経費	69,495
診療経費	152,000
受託研究費等	88,244
役員人件費	1,050
教員人件費	170,931
職員人件費	146,855
一般管理費	20,708
財務費用	1,836
雑損	0
減価償却費	44,411
臨時損失	0
収入の部	695,694
経常収益	695,694
運営費交付金収益	226,000
授業料収益	53,642
入学金収益	8,513
検定料収益	1,558
附属病院収益	280,314
受託研究等収益	88,244
寄附金収益	16,923
財務収益	112
資産見返負債戻入	16,681
雑益	3,707
臨時利益	0
純利益（損失）	164
総利益（損失）	164

注) 受託研究費等は、受託事業費、共同研究費及び共同事業費を含む。

注) 受託研究等収益は、受託事業収益、共同研究収益及び共同事業収益を含む。

注) 純利益及び総利益には、附属病院における借入金返済額（建物、診療機器等の整備のための借入金）が、対応する固定資産の減価償却費よりも大きいため発生する会計上の観念的な利益を計上している。

3. 資金計画

令和4年度～令和9年度 資金計画

(単位：百万円)

区分	金額
資金支出	722,678
業務活動による支出	649,283
投資活動による支出	23,369
財務活動による支出	28,518
次期中期目標期間への繰越金	21,508
資金収入	722,678
業務活動による収入	686,820
運営費交付金による収入	227,200
授業料及び入学料検定料による収入	67,888
附属病院収入	280,314
受託研究等収入	88,244
寄附金収入	19,354
その他の収入	3,820
投資活動による収入	5,085
施設費による収入	5,085
その他による収入	0
財務活動による収入	9,265
前中期目標期間よりの繰越金	21,508

注) 施設費による収入には、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構における施設費交付事業に係る交付金を含む。